【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 2022年8月3日

【計算期間】 第31定期間(自 2021年11月5日 至 2022年5月6日)

【ファンド名】 パインブリッジ日本株オープン

【発行者名】 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白勢 菊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル

【事務連絡者氏名】 小林 徹也

【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ

【電話番号】 03 (5208) 5947

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、主としてパインブリッジ日本株式マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
		株 式
単位型投信	国内	債 券
	海外	不動産投信
追 加 型 投 信	内 外	その他資産()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式		グローバル	
一般 大型株	年1回	日本	
中小型株	年2回	北米	
一般	年4回	区欠州	ファミリー ファンド
公債 社債 その他債券	年6回 (隔月)	アジア	
クレジット属性()	年12回	オセアニア	ファンド・
不動産投信	(毎月)	中南米	オブ・
その他資産(投資信託証券(株式 一般))	日々	アフリカ	ファンズ
資産複合 () 資産配分固定型	その他 ()	中近東(中東)	
資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義

- ・追加型投信・・・一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産と ともに運用されるファンド
- ・国内・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産 を源泉とする旨の記載があるもの

- ・株式・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉 とする旨の記載があるもの
- ・その他資産(投資信託証券(株式 一般))・・・目論見書または信託約款において、投資信託証券へ の投資を通じて、実質的に株式(株式 一般・・・大型株、中小型株の属性区分にあてはまらないす べてのもの)に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年4回・・・目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるもの
- ・日本・・・目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨 の記載があるもの
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファン ズのみに投資されるものを除く。)を投資対象として投資するもの

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp)をご参照ください。

ファンドの特色

1.わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

<ファミリーファンド方式とは>

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資する ことにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいい ます。



マザーファンドは、今後他のベビーファンドが共有する可能性があります。

- 2. 東証株価指数(TOPIX/配当込み)をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指しま す。
 - <東証株価指数(TOPIX)とは>

東証株価指数(TOPIX)は、日本の株式市場を広範に網羅する、日本の代表的な株価指数です。当 ファンドでは、配当収益も反映した配当込み指数をベンチマークとしています。

東証株価指数(TOPIX)に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は株式会社JPX総研ま たは株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

3.株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によっ て中長期的な成長が期待できる銘柄を厳選し投資します。

日本株式市場に上場されている銘柄の中から、パインブリッジ・インベストメンツが厳選した80銘柄 程度に投資を行います。

実際の銘柄選定にあたっては、4つのグロースカテゴリーの中で個々の銘柄を分析するパインブリッ ジ・インベストメンツの独自の調査分析手法を用いて行います。

4つのグロースカテゴリーに分類された企業について、アナリストがそれぞれのカテゴリーに応じ たファンダメンタルズ分析を用いて詳細な調査を行います。



資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合もあります。

前記で示されたカテゴリー等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後、予告なく変更となる 可能性があります。

4.毎年2・5・8・11月の各4日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、基準価額の水準等を勘案して分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

<分配のイメージ図>



上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

信託金の限度額

1兆円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

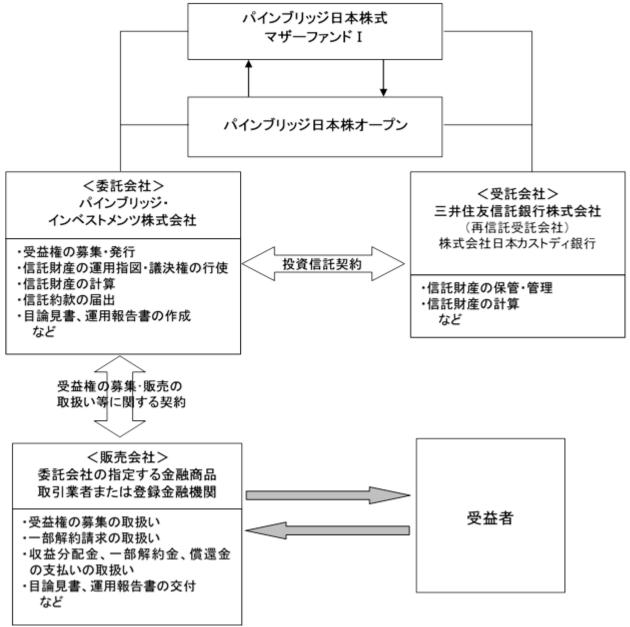
(2)【ファンドの沿革】

2006年12月 4日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2009年12月 1日 ファンドの名称変更(「AIG日本株オープン」から「パインブリッジ日本株オープン」に変更。)

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託 財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方 法等の取り決め等が定められています。

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、 販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定 されています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

- ・資本金の額 1,000,000,000円(2022年5月末日現在)
- ・会社の沿革
 - 1986年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
 - 1987年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。
 - 1997年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。
 - 2001年 7月 エイアイジー投信投資顧問(AIG投信投資顧問)株式会社に商号変更。

- 2002年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。
- 2007年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
- 2008年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。
- 2008年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク (AIG日本証券会社) との事業 統合

2009年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況(2022年5月末日現在)

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings Singapore Private Limited	10 Collyer Quay, #10-01 Ocean Financial Centre, Singapore 049315	42,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワ - クを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

- 1)東証株価指数(TOPIX/配当込み)をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。
- 2)株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって中長期的な成長が期待できる銘柄を厳選し投資します。
- 3)株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への実質投資割合は、 原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 4)信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 5) 資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合もあります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

- この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ、有価証券
 - ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権 (イ.ニ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
 - 二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 2)次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパインブリッジ日本株式マザーファンド I受益証券および次の有価証券(ただし本邦通貨表示のものに限ります。また、金融商品取引法第2条第

2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方倩証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9.特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10.特定目的信託にかかる受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 株予約権証券
- 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から12.の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 18.預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 22.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 23. 外国の者に対する権利で前記22. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書および13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

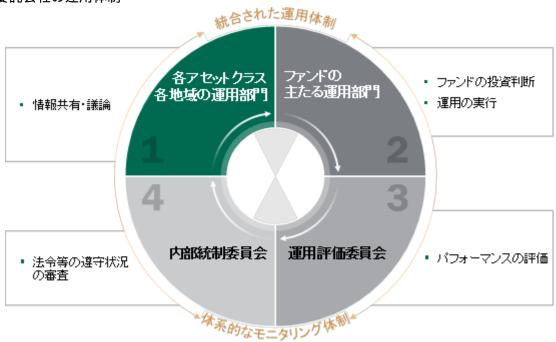
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この投資信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会 社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用するこ との指図ができます。

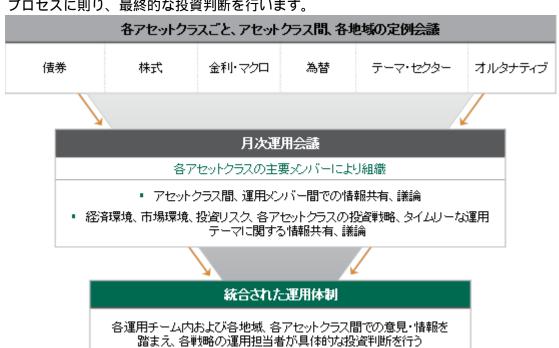
(3)【運用体制】

委託会社の運用体制



1.投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門(9名)の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



2.パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部(7名)において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部(4名)において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を 行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が 行われます。
- ・流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを 実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リス ク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- 3.ファンドの関係法人に対する管理体制
 - ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。
- 4. 当ファンドの運用担当者に係る事項
 - ・パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 株式運用部

運用担当者:4名、平均運用経験年数:22年

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は2022年5月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

(4)【分配方針】

年4回の決算時(原則として毎年2・5・8・11月の各4日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。)に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1)分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
- 2)分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3)留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1)信託財産に属する利子・配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とみなし配当等収益の合計額から諸経費、信託報酬(信託報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。)を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2)売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

- 1)収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
- 2)前記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対して、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にか

かる受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録 されます。

- 3)前記1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。
- 4)受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、その全額を委 託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益 分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5)【投資制限】

<信託約款に定める投資制限>

株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマ ザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属 するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を しません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時 価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券 の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。)の時 価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなし た額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。な お、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マ ザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をい

外貨建て資産への投資は行いません。

投資する株式等の範囲

- 1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融 商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定す る外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取 引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割 当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この 限りではありません。
- 2)前記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資す ることを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株 式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属 するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式 の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー ファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属 するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を しません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時

価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券もしくは当該新株予約 権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図を することができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うこ との指図をすることができるものとします。
- 2)前記1)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該 売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資 産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一 部を決済するための指図をするものとします。
- 4)前記2)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総 額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をい います。

先物取引等の運用指図

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有 価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等 先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプショ ン取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所にお けるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプ ション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
- 2)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金 利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引 を行うことの指図をすることができます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額 とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額 のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えること となる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザー ファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債、なら びに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解 約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、また、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入 れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもっ て有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財 産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信 託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間と し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただ し、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日 までとし、資金借入額は収益分配金の再投資を限度とします。
- 4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

EDINET提出書類

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<法令等に定める投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(ご参考)マザーファンドの概要

<パインブリッジ日本株式マザーファンド >

(1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

東証株価指数(TOPIX / 配当込み)をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって 中長期的な成長が期待できる銘柄を厳選し投資します。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。なお、株式以外の資産への投資割合は、原則として 信託財産の純資産総額の50%以下とします。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合もあります。

(3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下 とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建て資産への投資は行いません。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容、リスク等を十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、次のようなものがあります。

価格変動リスク

マザーファンドの主要投資対象である株式は、一般に、経済・社会情勢、発行企業の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、マザーファンドならびに当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、需給状況により希望する時期および価格で売買できない場合があり、この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金等の支払不能または債務不履行等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

その他のリスク・留意点

1.カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2.有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3.解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

4. 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

5. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、年4回の決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

6.繰上償還に関わるリスク

当ファンドでは、残存口数が30億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7.取得申込、解約請求等に関するリスク

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求の受付を取消すことがあります

8.ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

9.ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、東証株価指数(TOPIX/配当込み)をベンチマーク(ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標)として使用しますが、ベンチマークはファンドの運用成果そのものを表わすものではありません。また、当ファンドは特定の株価指標等に投資成果が連動する性格のファンド(いわゆる「インデックスファンド」)ではありません。

10. 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金に水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、 当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

11. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

(2)投資リスクに対する管理体制

- ・委託会社のリスク管理体制
- 1)運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2)法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとと もに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3)内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4)運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

流動性リスク管理体制

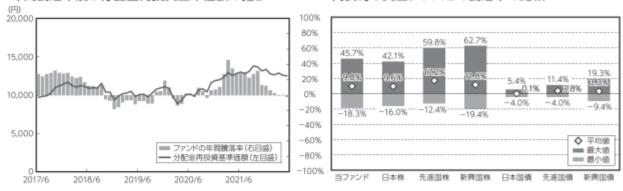
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

<参考情報>

<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2017年6月~2022年5月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、 当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成 しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合 があります。

●各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)配当込み

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース) 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数 の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、JPXが有しています。

MSCIコクサイ・インデックス (配当込み・円ベース) およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円ベース) は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社 に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等 に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数 であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、 同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に 定めるものとします。(申込手数料は当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」 といいます。)に相当する額を含みます。以下同じ。)

ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.496%(税抜年1.36%)の率を 乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および各販売会社の配分についての内訳は次の通りで す。(信託報酬は当該信託報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。)

	各販売会社の純資産残高		
	500億円以下の部分	500億円超 1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分
信託報酬	1.496% (税抜1.36%)		
委託会社	0.715% (税抜0.65%)	0.66% (税抜0.6%)	0.605% (税抜0.55%)
販売会社	0.715% (税抜0.65%)	0.77% (税抜0.7%)	0.825% (税抜0.75%)
受託会社	0.066% (税抜0.06%)	0.066% (税抜0.06%)	0.066% (税抜0.06%)

販売会社の配分は販売会社毎の純資産残高に応じて計算されます。

委託会社の受取る信託報酬には、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行 手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等 に要する費用が含まれます。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。

信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託し た資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運 用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社 取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は信託財 産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産から支払われます。この ほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用につ いても信託財産から支払われます。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産 から支払われます。

信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の 指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

前記(1)から(4)の手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できな いものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできませ h_{\circ}

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行わ れ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課 税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%(所得税15.315%お よび地方税5%)の税率となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉 徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

原則として、配当控除が適用されます。また、益金不算入制度の適用はありません。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニ アNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる 配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損 益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象とな ります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

注1 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれませ ん。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追 加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行わ れます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等 毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別 元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該 元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

注 2 元本払戻金(特別分配金)について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる 「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分がありま す。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個 別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回 る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分 配金)を控除した額が普通分配金となります。

前記は2022年5月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税 上の取扱いが変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2022年5月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	787,887,330	99.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		468,963	0.06
合計(純資産総額)		788,356,293	100.00

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1.組入上位銘柄(2022年5月31日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	信託受	パインブリッジ 日本株式マザー ファンド I	503,120,901	1.5932	801,572,219	1.5660	787,887,330	99.94

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2.種類別及び業種別投資比率(2022年5月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.94

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産	総額(円)	基準価額 ((円)
第12特定期間末	(分配付)	2,017,421,294	(分配付)	4,173
(2012年11月5日)	(分配落)	2,017,421,294	(分配落)	4,173
第13特定期間末	(分配付)	3,248,908,531	(分配付)	6,836
(2013年5月7日)	(分配落)	3,248,908,531	(分配落)	6,836
第14特定期間末	(分配付)	3,565,200,936	(分配付)	6,697
(2013年11月5日)	(分配落)	3,565,200,936	(分配落)	6,697
第15特定期間末	(分配付)	3,113,874,123	(分配付)	6,282
(2014年5月7日)	(分配落)	3,113,874,123	(分配落)	6,282
第16特定期間末	(分配付)	3,126,450,711	(分配付)	7,444
(2014年11月4日)	(分配落)	3,126,450,711	(分配落)	7,444
第17特定期間末	(分配付)	2,874,196,381	(分配付)	8,526
(2015年5月7日)	(分配落)	2,874,196,381	(分配落)	8,526

			1月1川山	:
第18特定期間末	(分配付)	2,570,098,656	(分配付)	8,471
(2015年11月4日)	(分配落)	2,570,098,656	(分配落)	8,471
第19特定期間末	(分配付)	2,083,673,730	(分配付)	7,149
(2016年5月6日)	(分配落)	2,083,673,730	(分配落)	7,149
第20特定期間末	(分配付)	1,958,807,515	(分配付)	7,295
(2016年11月4日)	(分配落)	1,958,807,515	(分配落)	7,295
第21特定期間末	(分配付)	2,006,630,548	(分配付)	8,574
(2017年5月8日)	(分配落)	2,006,630,548	(分配落)	8,574
第22特定期間末	(分配付)	1,953,459,563	(分配付)	10,160
(2017年11月6日)	(分配落)	1,953,459,563	(分配落)	10,160
第23特定期間末	(分配付)	1,596,162,769	(分配付)	10,157
(2018年5月7日)	(分配落)	1,585,947,751	(分配落)	10,092
第24特定期間末	(分配付)	1,359,727,860	(分配付)	9,300
(2018年11月5日)	(分配落)	1,359,727,860	(分配落)	9,300
第25特定期間末	(分配付)	1,282,434,267	(分配付)	9,344
(2019年5月7日)	(分配落)	1,282,434,267	(分配落)	9,344
第26特定期間末	(分配付)	1,310,592,817	(分配付)	9,826
(2019年11月5日)	(分配落)	1,310,592,817	(分配落)	9,826
第27特定期間末	(分配付)	1,034,355,645	(分配付)	8,222
(2020年5月7日)	(分配落)	1,034,355,645	(分配落)	8,222
第28特定期間末	(分配付)	1,148,563,331	(分配付)	9,699
(2020年11月4日)	(分配落)	1,148,563,331	(分配落)	9,699
第29特定期間末	(分配付)	1,006,151,698	(分配付)	11,441
(2021年5月6日)	(分配落)	935,900,682	(分配落)	10,666
第30特定期間末	(分配付)	982,598,417	(分配付)	11,771
(2021年11月4日)	(分配落)	916,612,762	(分配落)	10,991
第31特定期間末	(分配付)	803,545,845	(分配付)	9,943
(2022年5月6日)	(分配落)	803,545,845	(分配落)	9,943
2021年 5月末日		943,917,419		10,757
6月末日		953,328,470		10,913
7月末日		929,053,203		10,738
8月末日		919,930,352		10,637
9月末日		944,506,421		11,218
10月末日		927,205,619		11,113
11月末日		849,592,897		10,270
12月末日		861,480,250		10,428
2022年 1月末日		810,932,968		9,969
2月末日		799,940,502		9,873
3月末日		813,589,104		10,059
4月末日		793,985,758		9,825
5月末日		788,356,293		9,764
		700,000,200		J, 104

【分配の推移】

#8 88	1万口当たけの公司令
期間	1万口当たりの分配金

第12特定期間	自 2012年 5月 8日 至 2012年11月 5日	0円
第13特定期間	自 2012年11月 6日	0円
., ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	至 2013年 5月 7日 自 2013年 5月 8日	
第14特定期間	至 2013年11月 5日	0円
₩ 4 F # + + + + + + + + + + + + + + + + + +	自 2013年11月 6日	ОП
第15特定期間	至 2014年 5月 7日	0円
 第16特定期間	自 2014年 5月 8日	0円
	至 2014年11月 4日	
第17特定期間	自 2014年11月 5日 至 2015年 5月 7日	0円
	自 2015年 5月 8日	
第18特定期間	至 2015年11月 4日	0円
第19特定期間	自 2015年11月 5日	0円
为13行处规则	至 2016年 5月 6日	011
第20特定期間	自 2016年 5月 7日	0円
	至 2016年11月 4日 自 2016年11月 5日	
第21特定期間	至 2017年 5月 8日	0円
₩ 00#± 🖒 #888	自 2017年 5月 9日	οШ
第22特定期間	至 2017年11月 6日	0円
 第23特定期間	自 2017年11月 7日	65円
	至 2018年 5月 7日	
第24特定期間	自 2018年 5月 8日 至 2018年11月 5日	0円
	自 2018年11月 6日	
第25特定期間	至 2019年 5月 7日	0円
第26特定期間	自 2019年 5月 8日	0円
为2010 定朔间	至 2019年11月 5日	01.1
第27特定期間	自 2019年11月 6日	0円
	至 2020年 5月 7日 自 2020年 5月 8日	
第28特定期間	至 2020年11月 4日	0円
答りの社会の田田	自 2020年11月 5日	77. T
第29特定期間	至 2021年 5月 6日	775円
 第30特定期間	自 2021年 5月 7日	780円
	至 2021年11月 4日	
第31特定期間	自 2021年11月 5日 至 2022年 5月 6日	0円
	포 2022부 3거 0日	

【収益率の推移】

期間	Ⅱ∇苎ϫ
	\ \\

		有価証券報告書(内国投資
第12特定期間	自 2012年 5月 8日	1.2%
	至 2012年11月 5日	
第13特定期間	自 2012年11月 6日	63.8%
	至 2013年 5月 7日	
第14特定期間	自 2013年 5月 8日	2.0%
	至 2013年11月 5日	- '
第15特定期間	自 2013年11月 6日	6.2%
712 12 13 (2)	至 2014年 5月 7日	
第16特定期間	自 2014年 5月 8日	18.5%
	至 2014年11月 4日	.5.5.7
第17特定期間	自 2014年11月 5日	14.5%
弗I/特 正 期间	至 2015年 5月 7日	11.070
第18特定期間	自 2015年 5月 8日	0.6%
	至 2015年11月 4日	0.070
第19特定期間	自 2015年11月 5日	15.6%
	至 2016年 5月 6日	13.070
第20特定期間	自 2016年 5月 7日	2.0%
	至 2016年11月 4日	2.070
第21特定期間	自 2016年11月 5日	17.5%
	至 2017年 5月 8日	17.570
第22特定期間	自 2017年 5月 9日	18.5%
	至 2017年11月 6日	10.5%
第23特定期間	自 2017年11月 7日	0.0%
先23付足期间	至 2018年 5月 7日	0.070
第24特定期期	自 2018年 5月 8日	7.8%
第24特定期間	至 2018年11月 5日	7.070
第25特定期間	自 2018年11月 6日	0.5%
第23付 企 期间	至 2019年 5月 7日	0.5%
笠26件字扣目	自 2019年 5月 8日	F 20%
第26特定期間	至 2019年11月 5日	5.2%
第27特定期間	自 2019年11月 6日	16.3%
年27 付处期间	至 2020年 5月 7日	16.3%
答の性学世間	自 2020年 5月 8日	40.00/
第28特定期間	至 2020年11月 4日	18.0%
第29特定期間	自 2020年11月 5日	49.00/
	至 2021年 5月 6日	18.0%
答っては中田田	自 2021年 5月 7日	40.40/
第30特定期間	至 2021年11月 4日	10.4%
第24件主 マヤロロ	自 2021年11月 5日	0.5%
第31特定期間	至 2022年 5月 6日	9.5%

⁽注)収益率は以下の計算式により算出しております。

収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

(4)【設定及び解約の実績】

4)【設定及び解	期間	設定口数	解約口数
第12特定期間	自 2012年 5月 8日 至 2012年11月 5日	4,062,578	636,529,007
第13特定期間	自 2012年11月 6日 至 2013年 5月 7日	380,113,802	462,079,975
第14特定期間	自 2013年 5月 8日 至 2013年11月 5日	925,275,567	354,179,783
第15特定期間	自 2013年11月 6日 至 2014年 5月 7日	167,406,938	534,332,643
第16特定期間	自 2014年 5月 8日 至 2014年11月 4日	12,725,790	769,078,949
第17特定期間	自 2014年11月 5日 至 2015年 5月 7日	85,741,527	914,617,825
第18特定期間	自 2015年 5月 8日 至 2015年11月 4日	7,374,802	344,681,579
第19特定期間	自 2015年11月 5日 至 2016年 5月 6日	1,793,558	121,333,035
第20特定期間	自 2016年 5月 7日 至 2016年11月 4日	1,173,321	230,352,950
第21特定期間	自 2016年11月 5日 至 2017年 5月 8日	2,750,889	347,729,343
第22特定期間	自 2017年 5月 9日 至 2017年11月 6日	3,447,034	420,988,101
第23特定期間	自 2017年11月 7日 至 2018年 5月 7日	4,584,978	355,778,941
第24特定期間	自 2018年 5月 8日 至 2018年11月 5日	5,014,386	114,491,208
第25特定期間	自 2018年11月 6日 至 2019年 5月 7日	567,714	90,120,867
第26特定期間	自 2019年 5月 8日 至 2019年11月 5日	189,997	38,839,320
第27特定期間	自 2019年11月 6日 至 2020年 5月 7日	117,082	76,000,891
第28特定期間	自 2020年 5月 8日 至 2020年11月 4日	62,415	73,866,629
第29特定期間	自 2020年11月 5日 至 2021年 5月 6日	9,577,548	316,293,822
第30特定期間	自 2021年 5月 7日 至 2021年11月 4日	16,252,783	59,766,043
第31特定期間	自 2021年11月 5日 至 2022年 5月 6日	9,438,789	35,269,826

⁽注)上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

EDINET提出書類 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437) 有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)

(ご参考)パインブリッジ日本株式マザーファンドI

(1)投資状況

(2022年5月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	759,102,750	96.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		28,788,877	3.65
合計 (純資	資産総額)	787,891,627	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1.組入上位30銘柄(2022年5月31日現在)

1.;	1.組入上位30銘柄(2022年5月31日現在)								
国 /					帳簿価額	帳簿価額	評価額	評価額	投資
地域	種類	銘柄名	業種	数量	単価	金額	単価	金額	比率
					(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	15,200	3,857.81	58,638,712	3,911.00	59,447,200	7.55
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	19,700	2,271.38	44,746,229	2,122.50	41,813,250	5.31
日本	株式	キーエンス	電気機器	700	52,250.00	36,575,000	51,590.00	36,113,000	4.58
日本	株式	第一三共	医薬品	10,200	3,407.18	34,753,267	3,419.00	34,873,800	4.43
日本	株式	東急	陸運業	23,600	1,644.00	38,798,400	1,462.00	34,503,200	4.38
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2,700	11,110.00	29,997,000	12,115.00	32,710,500	4.15
日本	株式	三菱UF J フィナン シャル・グループ	銀行業	43,500	779.33	33,901,110	729.70	31,741,950	4.03
日本	株式	日立製作所	電気機器	4,600	6,507.89	29,936,321	6,725.00	30,935,000	3.93
日本	株式	セブン&アイ・ホール ディングス	小売業	5,000	5,993.00	29,965,000	5,410.00	27,050,000	3.43
日本	株式	日本電気	電気機器	5,100	5,446.48	27,777,068	5,210.00	26,571,000	3.37
日本	株式	味の素	食料品	8,000	3,320.13	26,561,090	3,134.00	25,072,000	3.18
日本	株式	第一生命ホールディン グス	保険業	9,000	2,678.44	24,105,979	2,633.50	23,701,500	3.01
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	6,400	3,967.00	25,388,800	3,695.00	23,648,000	3.00
日本	株式	三井住友フィナンシャ ルグループ	銀行業	5,900	3,972.00	23,434,800	3,922.00	23,139,800	2.94
日本	株式	信越化学工業	化学	1,200	18,275.00	21,930,000	18,335.00	22,002,000	2.79
日本	株式	富士電機	電気機器	3,500	5,810.44	20,336,555	6,090.00	21,315,000	2.71
日本	株式	フジクラ	非鉄金属	26,600	627.84	16,700,544	793.00	21,093,800	2.68
日本	株式	三井不動産	不動産業	6,900	2,790.00	19,251,000	2,817.00	19,437,300	2.47
日本	株式	ファナック	電気機器	700	19,650.00	13,755,000	21,105.00	14,773,500	1.88
日本	株式	アサヒグループホール ディングス	食料品	3,400	4,925.00	16,745,000	4,340.00	14,756,000	1.87
日本	株式	パン・パシフィック・ インターナショナル ホールディングス	小売業	7,000	2,104.00	14,728,000	1,983.00	13,881,000	1.76
日本	株式	ヤマハ	その他製品	2,600	5,135.38	13,352,007	5,320.00	13,832,000	1.76
日本	株式	アシックス	その他製品	6,200	2,069.89	12,833,366	2,230.00	13,826,000	1.75
日本	株式	日本電産	電気機器	1,500	8,227.00	12,340,500	8,679.00	13,018,500	1.65
日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	16,700	789.00	13,176,300	694.00	11,589,800	1.47

日本	株式	森永乳業	食料品	2,500	5,130.00	12,825,000	4,625.00	11,562,500	1.47
日本	株式	ライト工業	建設業	5,800	1,900.00	11,020,000	1,681.00	9,749,800	1.24
日本	株式	ミネベアミツミ	電気機器	4,000	2,521.43	10,085,738	2,410.00	9,640,000	1.22
日本	株式	M&Aキャピタルパー トナーズ	サービス業	2,700	3,630.00	9,801,000	3,445.00	9,301,500	1.18
日本	株式	コンコルディア・フィ ナンシャルグループ	銀行業	19,600	486.00	9,525,600	435.00	8,526,000	1.08

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

2.種類別及び業種別比率(2022年5月31日現在)

	種類別及び業種別	投資比率(%)
株式	電気機器	25.48
	情報・通信業	8.08
	銀行業	8.05
	食料品	6.75
	医薬品	6.40
	小売業	6.19
	輸送用機器	6.18
	陸運業	4.38
	化学	3.83
	その他製品	3.51
	保険業	3.01
	卸売業	3.00
	非鉄金属	2.73
	不動産業	2.47
	建設業	1.82
	パルプ・紙	1.47
	サービス業	1.36
	精密機器	0.92
	機械	0.73
	合 計	96.35

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

参考情報

基準価額・純資産の推移



(2022年5月末現在) 基準価額 9,764円

純資産総額 788百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2022年5月	0円	2021 年11月	450円	2021年5月	395円
2022年2月	0円	2021年8月	330円	設定来累計	2,670円

主要な資産の状況

(2022年5月末現在)

パインブリッジ日本株式マザーファンド	99.94%
キャッシュ等	0.06%

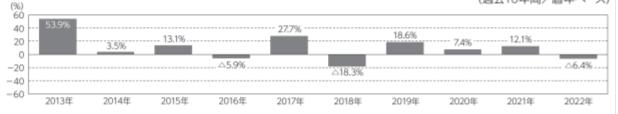
●パインブリッジ日本株式マザーファンドIの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率(%)
日本	日本電信電話	情報・通信業	7.55
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	5.31
日本	キーエンス	電気機器	4.58
日本	第一三共	医薬品	4.43
日本	東急	陸運業	4.38
日本		電気機器	4.15
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.03
日本	日立製作所	電気機器	3.93
日本	セプン&アイ・ホールディングス	小売業	3.43
日本	日本電気	電気機器	3.37

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2022年は年初から5月末までの騰落率を表示しています。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。 最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

1)取得申込の受付

申込期間:2022年2月4日(金)から2023年2月3日(金)まで

申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

受益権の取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。

取得申込の受付は、原則として、毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの 取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があり ます。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込を取消すことがあります。

ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2)申込単位・申込価額

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。

販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、申込単位および取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。

申込価額は、取得申込受付日の基準価額に、当該基準価額に3.3%(税抜3.0%)の率を乗じて得た額を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める申込手数料を加算した価額とします。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。解約請求の単位は販売会社が定めますので、販売会社によっては、解約請求の単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

一部解約の実行の請求は、販売会社の営業日に受付けます。一部解約の実行請求を受益者がするとき は、振替受益権をもって行うものとします。

解約請求の受付は、原則として、毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。解約請求の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。

一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の基準価額とします。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことがあります。

一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして前記 の規定に準じて算出された価額とします。

一部解約の価額は委託会社の営業日に日々算出されます。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- 1)基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。
- 2)マザーファンドの評価は、原則として計算日におけるマザーファンドの基準価額で評価します。
- 3)基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、後記「(5)その他 1)信託の終了」に該当する場合、信託期間を繰上げて償還することがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年2月5日から5月4日、5月5日から8月4日、8月5日から11月4日および11月5日から翌年2 月4日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5)【その他】

- 1)信託の終了
 - 1.投資信託契約の解約
 - イ)委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または やむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が30億 口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終 了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監 督官庁に届け出ます。
 - 口)委託会社は、前記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その 旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、こ

の投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行い ません

- ハ)前記口)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議 を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 二)前記八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ)の投資信託契約の解約をしません。
- ホ)委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- へ)前記ハ)からホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ)の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 2.投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了
 - イ)委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
 - 口)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契 約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 「3)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続 します。
- 3 . 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 2)委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - 1.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - 2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 3)信託約款の変更
 - 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - 2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - 4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款を変更しません。
 - 5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告 し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.から 5.までの規定にしたがいます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5)反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

6)運用報告書

委託会社は、原則として、6ヵ月毎(5月および11月)および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書は知られたる受益者に対して交付します。運用報告書(全体版)は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

7)信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8)関係会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利 を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して4営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

償還金に対する請求権

受益者は償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権に

EDINET提出書類

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ついては原則として取得申込者とします。)に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)から、販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、 所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって 公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31特定期間 (2021年11月5日から2022年5月6日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】 パインブリッジ日本株オープン(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第30特定期間 (2021年11月4日現在)	第31特定期間 (2022年5月6日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,887,097	4,945,019
親投資信託受益証券	913,258,586	801,572,219
未収入金	40,000,000	-
流動資産合計	958,145,683	806,517,238
資産合計	958,145,683	806,517,238
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	37,527,503	-
未払解約金	492,238	-
未払受託者報酬	154,998	131,091
未払委託者報酬	3,358,176	2,840,296
未払利息	6	6
流動負債合計	41,532,921	2,971,393
負債合計	41,532,921	2,971,393
純資産の部		
元本等		
元本	833,944,513	808,113,476
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	82,668,249	4,567,631
(分配準備積立金)	157,709,571	156,224,760
元本等合計	916,612,762	803,545,845
純資産合計	916,612,762	803,545,845
負債純資産合計	958,145,683	806,517,238

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(十四・11)
	第30特定期間 自 2021年 5月7日 至 2021年11月4日	第31特定期間 自 2021年11月5日 至 2022年 5月6日
営業収益		
有価証券売買等損益	102,279,697	80,686,367
営業収益合計	102,279,697	80,686,367
営業費用		
支払利息	1,042	715
受託者報酬	309,074	275,175
委託者報酬	6,696,454	5,962,166
営業費用合計	7,006,570	6,238,056
営業利益又は営業損失()	95,273,127	86,924,423
経常利益又は経常損失()	95,273,127	86,924,423
当期純利益又は当期純損失()	95,273,127	86,924,423
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,618,283	1,868,328
期首剰余金又は期首欠損金()	58,442,909	82,668,249
剰余金増加額又は欠損金減少額	964,390	930,585
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	964,390	930,585
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,408,239	3,110,370
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	3,408,239	3,110,152
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	218
分配金	65,985,655	-
期末剰余金又は期末欠損金()	82,668,249	4,567,631

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1.有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価してお ります。
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	特定期間末日の取扱い 2022年5月4日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を2022年5 月6日としており、このため当特定期間は183日となっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

ZII/J/MK/PIM/ OCEN/		
項目	第30特定期間 (2021年11月4日現在)	第31特定期間 (2022年5月6日現在)
1.期首元本額	877,457,773円	833,944,513円
期中追加設定元本額	16,252,783円	9,438,789円
期中一部解約元本額	59,766,043円	35,269,826円
2.受益権の総数	833,944,513□	808,113,476□
3.元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は4,567,631円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第30特定期間 自 2021年 5月7日 至 2021年11月4日	第31特定期間 自 2021年11月5日 至 2022年 5月6日
分配金の計算過程		
	[2021年5月7日から 2021年8月4日まで の計算期間]	[2021年11月5日から 2022年 2月4日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	771,388円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	13,960,593円	円0
収益調整金額	15,766,557円	17,583,268円
分配準備積立金額	136,100,421円	151,938,923円
当ファンドの分配対象収益額	166,598,959円	169,522,191円
当ファンドの期末残存口数	862,368,243□	812,540,895□
1万口当たり収益分配対象額	1,931.87円	2,086.32円
1万口当たり分配金額	330.00円	0円
収益分配金金額	28,458,152円	0円
	[2021年 8月5日から 2021年11月4日まで の計算期間]	[2022年2月5日から 2022年5月6日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	6,771,797円	5,119,189円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	71,151,066円	0円
収益調整金額	16,276,181円	17,493,017円
分配準備積立金額	117,314,211円	151,105,571円
当ファンドの分配対象収益額	211,513,255円	173,717,777円
当ファンドの期末残存口数	833,944,513□	808,113,476□
1万口当たり収益分配対象額	2,536.29円	2,149.67円
1万口当たり分配金額	450.00円	0円
収益分配金金額	37,527,503円	0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第30特定期間 自 2021年 5月7日 至 2021年11月4日	第31特定期間 自 2021年11月5日 至 2022年 5月6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び 当該金融商品に係る リスク	当ファンドが保有する主な券に会議会債権及びデリバティを選別であり、金融会員であり、であり、であり、であります。 当では、はは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業績の 分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の書子である監理を表する監理を表する監理を表示である。 等の、必とともに、内部統制を表します。 ・運用評価委員会はびカーマのととます。 ・運用評価をよびカーマの事での違いである。 ・運用においての違いである。 ・運用においての違いである。 ・運用である。 ・での、この、この、この、この、この、この、この、この、この、この、この、この、この	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第30特定期間 (2021年11月4日現在)	第31特定期間 (2022年5月6日現在)
1.貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はあ りません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関 する注記「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載しており ます。	(1)有価証券 同左
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に 関する事項について の補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権及び満期の ある有価証券の決算 日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券 (単位:円)

4.毛米石	第30特定期間 (2021年11月4日現在)	第31特定期間 (2022年5月6日現在)
種類	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	78,716,579	11,571,782
合計	78,716,579	11,571,782

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第30特定期間 (2021年11月4日現在)	第31特定期間 (2022年5月6日現在)
1口当たり純資産額	1.0991円	0.9943円
(1万口当たり純資産額)	(10,991円)	(9,943円)

(4)【附属明細表】

- 第1 有価証券明細表(2022年5月6日現在)
 - (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ日本株式マザー ファンド	503,120,901	801,572,219	
合計			503,120,901	801,572,219	

- (注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「パインブリッジ日本株式マザーファンド 」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。 なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ日本株式マザーファンド 」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

<u>- </u>			
区分	注記	(2021年11月4日現在)	(2022年5月6日現在)
<u>Б</u> л	事項	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		19,291,601	34,580,549
株式		890,891,090	757,097,450
未収入金		42,846,828	6,078,026
未収配当金		7,070,680	8,038,630
流動資産合計		960,100,199	805,794,655
資産合計		960,100,199	805,794,655
負債の部			
流動負債			
未払金		6,830,360	4,209,674
未払解約金		40,000,000	-
未払利息		26	47
流動負債合計		46,830,386	4,209,721
負債合計		46,830,386	4,209,721
純資産の部			
元本等			
元本		522,339,617	503,120,901
剰余金			
剰余金又は欠損金()		390,930,196	298,464,033
元本等合計		913,269,813	801,584,934
純資産合計		913,269,813	801,584,934
負債純資産合計		960,100,199	805,794,655

⁽注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月5日から11月4日まで、および11月5日から翌年5月4日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場 を、計算期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相 場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた 場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しておりま す。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品 取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2021年11月4日現在)	(2022年5月6日現在)
1.期首元本額	594,753,599円	522,339,617円
期中追加設定元本額	6,220,840円	- 円
期中一部解約元本額	78,634,822円	19,218,716円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ日本株オープン	522,339,617円	503,120,901円
合計	522,339,617円	503,120,901円
2. 受益権の総数	522,339,617□	503,120,901□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021年 5月7日 至 2021年11月4日	自 2021年11月5日 至 2022年 5月6日
1.金融商品に対する取 組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び 当該金融商品に係る リスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、株式、金銭債権及びデいのますであり、金融負債は、金銭債権及びデリバティブ取引によりによりであります。 当該金融商品は、価格変動リスク、信用リスク、信用リスクが流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用評価委 分析・評価を行い、運用評価委 員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において での考査が記します。 ・法の選票ではいるを 等の必とともに、内部統制委員会に に報告に、内部統制 でのとともに、内部統制 でのとともに、内部統制 でのとともに、内部統制 でのとともに、内部統制 でのとともに、の遵守 での当のとはでの での過行のはいる。 での過行のととます。 での過行のはいる。 での過行のはいる。 での過行のはいる。 での過行のはいる。 での過行のはいる。 での過行のである。 での過行のはいる。 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2021年11月4日現在)	(2022年5月6日現在)
1.貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はあ りません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関 する注記「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載しており ます。	(1)有価証券 同左
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に 関する事項について の補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4.金銭債権及び満期の ある有価証券の決算 日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券 (単位:円)

	(2021年11月4日現在)	(2022年5月6日現在)	
種類	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	
株式	84,488,651	43,519,510	
合計	84,488,651	43,519,510	

⁽注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	(2021年11月4日現在)	(2022年5月6日現在)
1口当たり純資産額	1.7484円	1.5932円
(1万口当たり純資産額)	(17,484円)	(15,932円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表(2022年5月6日現在)

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	ショーボンドホールディングス	400	5,440.00	2,176,000	
	ライト工業	6,100	1,900.00	11,590,000	
	森永乳業	2,600	5,130.00	13,338,000	
	アサヒグループホールディングス	3,700	4,925.00	18,222,500	
	不二製油グループ本社	1,300	1,842.00	2,394,600	
	味の素	7,700	3,331.00	25,648,700	
	レンゴー	16,700	789.00	13,176,300	
	信越化学工業	1,200	18,275.00	21,930,000	
	太陽ホールディングス	2,500	3,300.00	8,250,000	
	参天製薬	11,700	1,095.00	12,811,500	
	J C R ファーマ	3,300	2,409.00	7,949,700	
	第一三共	9,800	3,415.00	33,467,000	
	住友電気工業	600	1,465.50	879,300	
	フジクラ	28,600	628.00	17,960,800	
	NITTOKU	2,600	2,004.00	5,210,400	
	ミネベアミツミ	3,500	2,539.00	8,886,500	
	日立製作所	4,500	6,510.00	29,295,000	
	富士電機	2,200	5,830.00	12,826,000	
	日本電産	1,500	8,227.00	12,340,500	
	日本電気	4,500	5,470.00	24,615,000	
	ソニーグループ	2,700	11,110.00	29,997,000	
	アドバンテスト	600	8,610.00	5,166,000	
	キーエンス	700	52,250.00	36,575,000	
	ウシオ電機	3,500	1,718.00	6,013,000	
	ファナック	700	19,650.00	13,755,000	
	小糸製作所	600	4,650.00	2,790,000	
	トヨタ自動車	19,100	2,276.00	43,471,600	
	スズキ	1,800	3,999.00	7,198,200	
	メニコン	3,000	2,718.00	8,154,000	
	アシックス	3,500	2,007.00	7,024,500	
	ヤマハ	2,200	5,110.00	11,242,000	
	東急	23,600	1,644.00	38,798,400	
	ТМРС	800	6,050.00	4,840,000	
	日本電信電話	15,200	3,858.00	58,641,600	
	伊藤忠商事	6,400	3,967.00	25,388,800	
	セブン&アイ・ホールディングス	5,000	5,993.00	29,965,000	
	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	7,000	2,104.00	14,728,000	
	ニトリホールディングス	700	12,710.00	8,897,000	
	コンコルディア・フィナンシャルグループ	19,600	486.00	9,525,600	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	43,000	779.50	33,518,500	
	三井住友フィナンシャルグループ	5,900	3,972.00	23,434,800	
	第一生命ホールディングス	8,900	2,678.50	23,838,650	

EDINET提出書類

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	三井不動産	6,900	2,790.00	19,251,000	
	M&Aキャピタルパートナーズ	3,000	3,630.00	10,890,000	
	ソラスト	1,200	855.00	1,026,000	
小計		300,600		757,097,450	
合計				757,097,450	

- (2)株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

(2022年5月31日現在)

資産総額	789,688,208 円
負債総額	1,331,915 円
純資産総額(-)	788,356,293 円
発行済数量	807,389,957 🗆
1口当たり純資産額(/)	0.9764 円
(1万口当たりの純資産額)	(9,764円)

(注) の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。(以下同じ。)

(ご参考)パインブリッジ日本株式マザーファンドI

(2022年5月31日現在)

資産総額	796,308,903 円
負債総額	8,417,276 円
純資産総額(-)	787,891,627 円
発行済数量	503,120,901 🏻
1口当たり純資産額(/)	1.5660 円
(1万口当たりの純資産額)	(15,660円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1.名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 譲渡制限

該当事項はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

EDINET提出書類

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規 定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(2022年5月末日現在)

・資本金の額 1,000,000,000,000円・会社が発行する株式の総数 50,000株・発行済株式総数 42,000株

・資本金の額の増減(最近5年間)

2018年 3月 5日 500,000,000円増加。

・会社の機構

(1)経営の意思決定

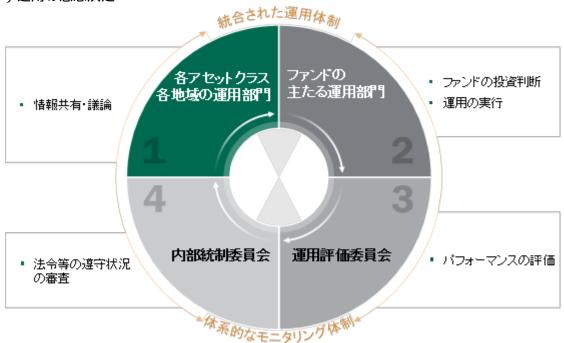
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及び その他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要 事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別 段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行 います。

(2)運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。 これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)



月次運用会議

各アセットクラスの主要メンバーにより組織

- アセットクラス間、運用メンバー間での情報共有、議論
- 経済環境、市場環境、投資リスク、各アセットクラスの投資戦略、タイムリーな運用 テーマに関する情報共有、議論

統合された運用体制

各運用チーム内および各地域、各アセットクラス間での意見・情報を 踏まえ、各戦略の運用担当者が具体的な投資判断を行う

前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2022年5月末日現在、次の通りです。 (ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	18	44,949 百万円
追加型株式投資信託	54	319,988 百万円
合計	72	364,938 百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。
- 2.記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 3. 当社は、第37期事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、金融商品取引 法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	2200HB	(字位·丁门 <i>)</i>
	第36期 (2020年12月31日現在)	第37期 (2021年12月31日現在)
 資産の部		<u> </u>
流動資産		
現金・預金	792,111	672,567
短期貸付金	500,000	500,000
前払金	1,791	1,251
前払費用	30,575	32,176
未収入金	172,043	67,937
未収委託者報酬	407,943	430,027
未収運用受託報酬	265,337	220,856
立替金	6,848	5,260
未収収益	992	900
流動資産合計	2,177,643	1,930,977
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1 0	*1 0
工具器具備品	*1 0	*1 0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	-	2,137
関係会社株式	164,013	164,013
敷金保証金	109,816	109,816
預託金	74	74
繰延税金資産	72,366	82,368
投資その他の資産合計	346,271	358,412
固定資産合計	346,271	358,412
資産合計	2,523,915	2,289,390

(単位	:	干	円)
-----	---	---	---	---

	第36期	第37期		
	(2020年12月31日現在)	(2021年12月31日現在)		
負債の部				
流動負債				
預り金	20,227	18,746		
未払金				
未払収益分配金	240	240		
未払手数料	155,092	152,207		
その他未払金	169,307	118,591		
未払費用	570,920	496,510		
未払役員賞与	70,421	73,591		
未払法人税等	18,718	19,905		
未払消費税等	71,772	28,249		
リース債務	3,860	3,899		
流動負債合計	1,080,560	911,939		
固定負債				
賞与引当金	90,700	129,396		
役員賞与引当金	20,245	31,676		
退職給付引当金	80,768	91,321		
役員退職慰労引当金	4,959	5,739		
リース債務	9,159	5,260		
固定負債合計	205,833	263,394		
負債合計	1,286,393	1,175,334		
純資産の部				
株主資本				
資本金	1,000,000	1,000,000		
資本剰余金	, ,	, ,		
資本準備金	58,876	58,876		
資本剰余金合計	58,876	58,876		
利益剰余金				
利益準備金	265,112	265,112		
その他利益剰余金				
任意積立金	230,000	230,000		
繰越利益剰余金	316,468	440,071		
利益剰余金合計	178,644	55,041		
株主資本合計	1,237,521	1,113,918		
你工具个口 们	1,207,021	1,110,010		
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	<u> </u>	137		
評価・換算差額等合計	<u> </u>	137		
純資産合計	1,237,521	1,114,056		
負債・純資産合計	2,523,915	2,289,390		

(2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	第36期	第37期
	(自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)	(自2021年 1月 1日 至2021年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,590,929	2,427,981
運用受託報酬	1,196,595	1,209,026
その他営業収益	233,542	159,230
営業収益合計	4,021,068	3,796,238
営業費用		
支払手数料	1,071,226	970,516
広告宣伝費	12,735	15,046
調査費		
調査費	523,432	523,716
委託調査費	933,686	838,228
営業雑経費		
通信費	10,199	10,698
印刷費	51,441	41,877
協会費	5,417	4,991
図書費	1,455	1,363
営業費用合計	2,609,594	2,406,439
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,600	38,600
給料・手当	657,598	628,614
賞与	182,711	226,778
役員賞与	56,845	62,710
賞与引当金繰入	59,509	73,229
役員賞与引当金繰入	19,050	20,069
交際費	973	157
寄付金	281	-
旅費交通費	3,593	1,095
租税公課	28,069	38,352
不動産賃借料	174,274	174,834
退職給付費用	43,381	35,074
役員退職慰労引当金繰入	780	780
固定資産減価償却費	1,345	133
業務委託費	181,687	161,895
諸経費	47,990	47,666
一般管理費合計	1,496,692	1,509,992
営業利益又は営業損失()	85,218	120,193

営業外収益		
受取利息	6,270	5,358
受取配当金	3	-
為替差益	4,907	-
雑収入	281	550
営業外収益合計	11,463	5,908
営業外費用		
為替差損	-	7,373
支払利息	154	117
投資有価証券償還損	85	-
営業外費用合計	240	7,491
経常利益又は経常損失()	73,996	121,776
特別損失		
減損損失	*1 8,754	*1 482
特別損失合計	8,754	482
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	82,750	122,259
法人税、住民税及び事業税	5,239	11,346
法人税等調整額	9,448	10,002
法人税等合計	14,688	1,343
当期純利益又は当期純損失()	97,438	123,603

(3)【株主資本等変動計算書】

第36期(自 2020年1月 1日至 2020年12月31日)

(単位:千円)

			杉	株 主 資 本				評価・換算差額等			
	資本金	資本類資本準備金	第 金資本剰余金合計	利益準備金	利 益 その他 任意積 立金	剰 余 金利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	純資産 合計
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	219,029	276,083	1,334,959	84	84	1,334,875
当期変動額											
当期純損失()	-	-	-	-	-	97,438	97,438	97,438	-	-	97,438
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額(純額)	-		-				-	-	84	84	84
当期変動額合計	-	-	-	-	-	97,438	97,438	97,438	84	84	97,354
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	316,468	178,644	1,237,521	-	-	1,237,521

第37期(自 2021年1月 1日至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	(4						+12.1117				
		株 主 資 本						評価・換算差額等			
	資本金	資本類資本準備金	資本剰余金合	利益準備金	任意積	利益剰余金	利益剰余金合	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	純資産 合計
			計 		立金	剰余金	計				
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	316,468	178,644	1,237,521	-	-	1,237,521
当期変動額											
当期純損失()	-	-	-	-	-	123,603	123,603	123,603	•	-	123,603
株主資本以外の											
項目の当期間中の	-	-	-	-	-	-	-	-	137	137	137
変動額 (純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	123,603	123,603	123,603	137	137	123,465
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	440,071	55,041	1,113,918	137	137	1,114,056

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券(時価のあるもの)

期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定)

2. 固定資産の減価償却の方法

3. 引当金の計上基準

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5~15年、工具器具備品は5~15年であります。ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。

(1)賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給 見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支 給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当 事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上してお ります。

4.外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直 物為替相場による円換算額を付しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式に よっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1	至36期 2月31日現在	第37期 2021年12月31日現在		
*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物附属設備	141,905千円	建物附属設備	141,905千円	
工具器具備品	120,466千円	工具器具備品	121,082千円	
リース資産	19,353千円	リース資産	19,353千円	
上記減価償却累計額には計額が含まれております。	、有形固定資産の減損損失累	上記減価償却累計額には、 計額が含まれております。	有形固定資産の減損損失累	

(損益計算書関係)

第36期	第37期		
自 2020年 1月 1日	自 2021年 1月 1日		
至 2020年12月31日	至 2021年12月31日		

*1 減損損失

(1)減損損失を認識した資産または資産グループの概 (1)減損損失を認識した資産または資産グループの概

場所	用途	種類
東京都千代田区		工具器具備品、 ソフトウェア

*1 減損損失

要

場所	用途	種類
東京都千代田区	事業用資産	工具器具備品

(2)減損損失を認識するに至った経緯

当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産につ当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産につ いて収益性の低下により投資額の回収が見込めないた いて収益性の低下により投資額の回収が見込めないた め、減損損失を認識するものであります。

(3)減損損失の金額

減損損失の内訳は、工具器具備品1,894千円、ソフトウ減損損失の内訳は、工具器具備品482千円であります。 エア6,859千円であります。

(4) 資産のグルーピングの方法

全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上|全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上 しております。

(5)回収可能価額の算定方法

おります。

(2)減損損失を認識するに至った経緯

め、減損損失を認識するものであります。

(3)減損損失の金額

(4) 資産のグルーピングの方法

しております。

(5)回収可能価額の算定方法

事業用資産ついては正味売却価額を使用しております事業用資産ついては正味売却価額を使用しております が、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘 が、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘 価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上して価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上して おります。

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自2020年1月1日至2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

		当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
Ī	普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

- 2.自己株式に関する事項 該当事項はありません
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません
- 4.配当に関する事項 該当事項はありません

第37期(自2021年1月1日至2021年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

- 2.自己株式に関する事項 該当事項はありません
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません
- 4.配当に関する事項 該当事項はありません

(リース取引関係)

第36期	第37期
自 2020年 1月 1日	自 2021年 1月 1日
至 2020年12月31日	至 2021年12月31日
ファイナンス・リース取引	ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース資産の内容	リース資産の内容
・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具 器具備品)であります。	・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具器具備品)であります。
リース資産の減価償却の方法	リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

第36期(自 2020年1月 1日至 2020年12月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク(支払期日に支払を実行出来なくなるリスク)の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

			(112:113)
	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	792,111	792,111	-
2)短期貸付金	500,000	500,000	-
3) 未収入金	172,043	172,043	-
4)未収委託者報酬	407,943	407,943	-
5)未収運用受託報酬	265,337	265,337	-
6)未収収益	992	992	-
資産計	2,138,428	2,138,428	-
1) 未払手数料	155,092	155,092	-
2)その他未払金	169,307	169,307	-
3) 未払費用	570,920	570,920	-
4) リース債務(1)	13,020	13,020	-
負債計	908,341	908,341	-

⁽¹⁾¹年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

咨产

1) 現金・預金、2) 短期貸付金、3) 未収入金、4) 未収委託者報酬、5) 未収運用受託報酬、6) 未収収益これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- 1) 未払手数料、2) その他未払金、3) 未払費用
- これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- 4) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (注2)子会社株式(貸借対照表計上額164,013千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。
- (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	792,111	1	-	-
2)短期貸付金	500,000	-	-	-
3)未収入金	172,043	-	-	-
4)未収委託者報酬	407,943	-	-	-
5)未収運用受託報酬	265,337	-	-	-
6)未収収益	992	-	-	-
合計	2,138,428	1	-	-

(注4)リース債務の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4) リース債務	3,860	9,159	-	-
合計	3,860	9,159	-	-

第37期(自 2021年1月 1日至 2021年12月31日)

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針で すが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク(支払期日に支払を実行出来なくなるリスク)の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	672,567	672,567	-
2)短期貸付金	500,000	500,000	-
3) 未収入金	67,937	67,937	-
4)未収委託者報酬	430,027	430,027	-
5)未収運用受託報酬	220,856	220,856	-
6)未収収益	900	900	-
7)投資有価証券	2,137	2,137	-
資産計	1,894,427	1,894,427	-
1) 未払手数料	152,207	152,207	-
2)その他未払金	118,591	118,591	-
3) 未払費用	496,510	496,510	-
4) リース債務 (1)	9,159	9,159	-
負債計	776,468	776,468	-

- (1)1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。
- (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- 1) 現金・預金、2) 短期貸付金、3) 未収入金、4) 未収委託者報酬、5) 未収運用受託報酬、6) 未収収益 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- 7)投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

- 1) 未払手数料、2) その他未払金、3) 未払費用
- これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- 4) リース債務

時価については、元利金の合計額から利息相当額を差し引いた価額を帳簿価額としており、当該帳簿価額によっております。

- (注2)子会社株式(貸借対照表計上額164,013千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。また、敷金保証金(貸借対照表計上額109,816千円)も償還予定を合理的に見積ることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。
- (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年以内 1年超5年以内 5		10年超
1)現金・預金	672,567	-	1	-
2)短期貸付金	500,000	-	-	-
3)未収入金	67,937	-	-	-
4)未収委託者報酬	430,027	-	-	-
5)未収運用受託報酬	220,856	-	-	-

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

6)未収収益	900	-	-	-
合計	1,892,289	-	-	-

(注4)リース債務の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4) リース債務	3,899	5,260	-	-
合計	3,899	5,260	-	-

(有価証券関係)

第36期(2020年12月31日現在)

1.子会社株式

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

第37期(2021年12月31日現在)

1.子会社株式

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの				
投資信託受益証券	2,137	2,000	137	

(退職給付関係)

第36期 (2020年12月31日現在)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を 支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算してお ります。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

千円

	有恤訨夯報告書(内国投
期首における退職給付引当金	80,317
退職給付費用	10,764
退職給付の支払額	10,313
期末における退職給付引当金	80,768
(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付	引当金
及び前払年金費用の調整表	
	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,768
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,768
退職給付引当金	80,768
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,768
(3)退職給付費用	
簡便法で計算した退職給付費用	10,764千円
3.確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円でありました。	

千円

第37期(2021年12月31日現在)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を 支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算してお ります。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	80,768
退職給付費用	10,580
退職給付の支払額	28
期末における退職給付引当金	91,321

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	91,321
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	91,321
退職給付引当金	91,321
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	91,321

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 10,580千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,493千円でありました。

(税効果会計関係)

机划未去引封 际 <i>)</i>	
第36期 2020年12月31日現在	
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
繰延税金資産	(単位:千円)
税務上の繰越欠損金(注)2	404,598
未払金否認	11,242
未払賞与・賞与引当金否認	95,288
退職給付引当金否認	24,731
役員退職慰労引当金否認	1,518
減損損失	18,792
資産除去債務	20,948
その他	9,004
繰延税金資産小計	586,125
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	404,598
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	109,161
評価性引当額小計(注)1	513,759
繰延税金資産合計	72,366
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	72,366

- (注)1 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な内容 は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額155,128千円の繰越期限切れによるものです。
- (注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年 以内	2年超3年 以内	3年超4年 以内	4年超5年 以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	194,548	-	-	-	100,173	109,876	404,598
評価性引当額	194,548	-	-	-	100,173	109,876	404,598
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

- (*1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(単位:千円)
210,050
11,423
119,423
27,962
1,757
14,975
20,948
13,465
420,006
210,050
127,544
337,595
82,411
42
82,368

- (注)1 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている当該変動の主な内容 は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額185,817千円の繰越期限切れによるものです。
- (注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

	1年以内	1年超2年 以内	2年超3年 以内	3年超4年 以内	4年超5年 以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	-	100,173	57,567	52,308	210,050
評価性引当額	-	-	-	100,173	57,567	52,308	210,050
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

- (*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

第36期

自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2.関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	
外部顧客への営業収益	2,590,929	1,196,595		233,542

(2)地域毎の情報

営業収益

(単位:千円)

日本		米国	区欠州	アジア	合計
	3,614,518	247,014	146,251	13,283	4,021,068

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客毎の情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	678,719

(注)当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3.セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第37期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1)製品及びサービス毎の情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,427,981	1,209,026	159,230

(2)地域毎の情報

営業収益

(単位:千円)

日本	米国	区欠州	アジア	合計
3,435,207	176,769	169,383	14,878	3,796,238

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客毎の情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	733,568

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3.セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

(関連当事者情報)

第36期(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

1.関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

				事業の	議決権等の	関係	内容	取引の			
属性	会社等の名称	住所	資本金	内容	所有(被所 有)割合	役員の	事業上	内容	取引金額	科目	期末残高
					日/刮口	兼任等	の関係				
			チユーロ						千円		千円
親会社	パインブリッ	オランダ、	18	持株	被所有直接						
	ジ・インベスト	アムステル		会社	100%						
	メンツ・ホール	ダム				_	_	_	_	_	[-
	ディングス B.V.										[

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

				車業の	議決権等の	関	係内容	HT 21 A			
属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の 内容	所有(被所 有)割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	- 取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
	パインブリッ ジ・インベスト	アメリカ、	千USドル 364,048	持株 会社			経営管理サービス	金銭の貸付 *5	千円 500,000	短期貸付金	千円 500,000
つ会社	メンツ・ホール ディングス US LLC	一ク州			_	あり	契約	受取利息 *5	千円 6,187	未収収益	千円 992
						65.9		役務提供 に対する 対価受取 *3	千円 199,017	未収入金	千円 95,976
会社を持	パインブリッ ジ・インベスト メンツ LLC	アメリカ、 ニューヨ ーク州	于USドル 2	投資運用会社			ー任契約 サービス 契約	役務提供 に対する 対価受取 *3	千円 312,108	未収入金	千円 39,898
					-	あり		委託調査 費の支払 *4	千円 354,326	未払費用	千円 63,555
	パインブリッ ジ・インベスト メンツ・ヨーロ ッパ・リミテッ ド	イギリス、ロンドン	千スターリ ングポンド 200	投資運用会社	-	-	ー任契約 サービス 契約	委託調査 費の支払 *4	千円 225,237	未払費用	千円 37,047
会社を持	パインブリッ ジ・インベスト メンツ・アイル ランド・リミテ ッド	アイルラ ンド、ダ ブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	あり	ー任契約 サービス 契約	役務提供 に対する 対価受取 *3	千円 138,787	未収運用受託報酬	千円 24,087
			千USドル						千円		千円

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	パインブリッ ジ・インベスト メンツ・アジ ア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運 用会社	-		経営管理 サービス 契約	役務提供 に対する 対価支払 *2	105,862	その他未払金	64,579
			千USドル						千円		千円
親会社の	パインブリッ	アメリカ、	53,152	持株			経営管理	役務提供	17,732	その他	17,732
親会社	ジ・インベスト	ニューヨ		会社			サービス	に対する		未払金	
	メンツ LP	ーク州			-	-	契約	対価支払			
								*2			

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の 当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合 理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *3役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *5金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

(1)親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド(金融商品取引所に上場しておりません)

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド (金融商品取引所に上場しておりません)

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl(金融商品取引所に上場しておりません)パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.(金融商品取引所に上場しておりません)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第37期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合			- 取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
			千USドル						千円		千円
同一の親	パインブリッ	アメリカ、	364,048	持株				金銭の貸付	500,000	短期貸付金	500,000
会社を持	ジ・インベスト	ニューヨ		会社				*5			
つ会社	メンツ・ホール	ーク州							千円		千円
	ディングス US						1.2 24 66 TM	受取利息	5,338	未収収益	900
	LLC					あり	経営管理サービス	*5			
					-	ניפט ן	契約		千円		千円
								役務提供	157,955	その他	37,187
								に対する		未払金	
								対価支払			
								*2			
			千USドル						千円		千円

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

									· 有ſ	西証券報告記	售(内国投
	パインブリッ ジ・インベスト メンツ LLC	アメリカ、 ニューヨ ーク州	2	投資運 用会社				役務提供 に対する 対価受取 *3	76,864	未収入金	9,335
									千円		千円
					-	あり	ー任契約 サービス 契約	役務提供 に対する 対価受取 *3		未収運用 受託報酬	36,350
									千円		千円
								委託調査 費の支払 *4	353,531	未払費用	53,543
			千スターリ								
			ングポンド						千円		千円
会社を持	パインブリッ ジ・インベスト	イギリス、 ロンドン	295	投資運 用会社			一任契約 サービス	委託調査 費の支払	208,047	未払費用	28,012
つ会社	メンツ・ヨーロ ッパ・リミテッ ド				-	-	契約	*4			
			千USドル						千円		千円
	パインブリッ ジ・インベスト メンツ・アイル ランド・リミテ ッド		369	投資運用会社	-	あり	ー任契約 サービス 契約	役務提供 に対する 対価受取 *3	163,681	未収運用受託報酬	26,620
			千USドル						千円		千円
	パインブリッ ジ・インベスト メンツ・アジ ア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運 用会社			経営管理 サービス 契約	役務提供 に対する 対価支払 *2	132,638	その他未払金	88,197
					-	-			千円		千円
								委託調査 費の支払 *4	28,421	未払費用	4,880
			千USドル						千円		千円
親会社の 親会社	パインブリッ ジ・インベスト メンツ LP	アメリカ、 ニューヨ ーク州	53,152	持株 会社	-	-	経営管理 サービス 契約	役務提供 に対する 対価支払	13,911	その他未払金	2,870

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の 当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合 理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *3役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *5金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

EDINET提出書類 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(1)親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・L.P. (金融商品取引所に上場しておりません) パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・シンガポール・プライベート・リミテッド(金融商品取引所 に上場しておりません)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当事項ありません。

(1株当たり情報)

第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日		第37期 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日	
1株当たり純資産額	29,464円79銭	1株当たり純資産額	26,525円14銭
1株当たり当期純損失金額	2,319円96銭	1株当たり当期純損失金額	2,942円92銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。			

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第36期 第37期 自 2020年 1月 1日 自 2021年 1月 1日 至 2020年12月31日 至 2021年12月31日			
当期純損失	97,438 千円	当期純損失	123,603 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	97,438 千円	普通株主に係る当期純損失	123,603 千円
普通株式の期中平均株式数	42,000 株	普通株式の期中平均株式数	42,000 株

(重要な後発事象)

第36期 自 2020年 1月 1日	第37期 自 2021年 1月 1日
至 2020年12月31日	至 2021年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしく は取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法 人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密 接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していること その他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該 当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行 うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)前記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名 称	資本金の額 2022年3月末日現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の 兼営等に関する法律に基づき信 託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名 称	資本金の額 2022年3月末日現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保 管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

参考情報 再信託受託会社の概要(2022年3月末日現在)

名称: 株式会社日本カストディ銀行

資本金 : 51,000百万円

資本構成 : 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 33.3%

株式会社みずほフィナンシャルグループ 27.0%

株式会社りそな銀行 16.7% 第一生命保険株式会社 8.0% 朝日生命保険相互会社 5.0% 明治安田生命保険相互会社 4.5% 株式会社かんぽ生命保険 3.5% 富国生命保険相互会社 2.0%

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

EDINET提出書類 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437) 有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)

第3【参考情報】

2021年11月15日 臨時報告書 提出

2022年 2月 3日 有価証券報告書、有価証券届出書 提出

2022年 2月15日 臨時報告書 提出

独立監査人の監査報告書

2022年3月23日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正 彦業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2021年1月1日から2021年12月 31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な 会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準に おける当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国に おける職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門 家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年7月22日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理 状況」に掲げられているパインブリッジ日本株オープンの2021年11月5日から2022年5月6日までの 特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を 行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ日本株オープンの2022年5月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入

EDINET提出書類

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。